

## 歴史的文書の保存・活用について

### 1 背景とねらい

公文書は、県の諸活動や歴史的事実を記録し、県民の知る権利の尊重と県民への説明責任を果たすための重要かつ貴重な資料である。

本県は、全国的にも稀な歴史記録の宝ともいえる歴史的文書(明治期から昭和戦前期までの9,068簿冊、約75万件〔滋賀県指定有形文化財〕)を管理しているとともに、戦後期以降においても、滋賀県政、滋賀県民の足跡を記す様々な公文書を保存している。

この「滋賀の記憶・誇り」とも言うべき公文書を、将来にわたって適切に保存し、県民をはじめ県内外に発信していくため、公文書管理法の趣旨を踏まえ、現用文書から歴史的文書へと移行するという公文書のライフサイクルに沿った新たな公文書管理の制度構築を進める。

### 2 公文書を取り巻く状況

#### (1) 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)

- ・現用文書と非現用文書の管理について同一の法律で規定
- ・歴史資料として重要な行政文書ファイルは全て移管(現用文書の保存期間最大=30年ルール)
- ・利用請求権の新設と不服申立て制度の整備、積極的な一般利用の促進

#### 【公文書管理条例の制定状況】

島根(平23.3)、熊本(平23.3)、鳥取(平23.10)、香川(平25.3)の4県が公文書管理条例を制定(全国 条例4、規則16、訓令27 滋賀県は訓令)

#### (2) 公文書館法(昭和62年法律第115号)

- ・国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。(第3条)
- ・公文書館は、国立公文書館法(平成11年法律第79号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。(第5条第1項)
- ・地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。(第5条第2項)

#### 【公文書館の設置状況】

30道府県で条例設置(全国 条例30、規則3、要綱2 滋賀県は未規定)

### 3 滋賀県の現状と課題

#### (1) 統一的新しい管理ルールとして条例等公文書管理規程の制定

情報公開は、知事以外の実施機関（議会、教育委員会、警察本部、県立大学等）を含めた共通のルール（情報公開条例）で定めているのに対して、文書管理は、実施機関ごとにそれぞれ規定を定めており、分かりやすい県政を進めるためにも、県全体で統一的文書管理ルールを導入することが望ましい。また、現用文書と非現用文書（歴史的文書）の管理が異なる規程で定められており、時代に則した、適正な公文書管理を行うためには、現用および非現用文書のライフサイクル全体について、統一的文書管理ルールで規定する必要がある。

#### (2) 最長30年経過した文書の歴史的文書への持続的な移行

文書管理規程では、最長30年保存や現用文書から歴史的文書への継続的な移行についての規定がないため、昭和戦後期以降の公文書の歴史的文書への移行を進めるには、永年保存文書の処置や個々の文書ごとに保存期間の満了時の措置をあらかじめ決めておくレコードスケジュールの導入、移管・廃棄についての取扱い等を明らかにする制度について検討する必要がある。

#### (3) 地方機関文書を含めた歴史的文書の適切な管理体制の整備

地方機関が保有する文書の中にも歴史的に価値が高い公文書（糸賀一雄関係等）があるため、地方機関の歴史的文書を正確に把握するとともに、県全体として歴史的文書の保管のあり方の検討を行う必要がある。

#### (4) 歴史的文書をより利用しやすくするためのサービス向上や情報提供の充実

公文書館的機能として、文書の適正な保存、閲覧、レファレンス、展示、研究、デジタルアーカイブなどが求められているため、その機能や今後の方向性について研究する必要がある。

#### (5) 利用に欠かせない体系的・総括的な文書目録の整備

現用文書の歴史的文書への移管を進めていくため、既に作成後30年が経過している戦後の文書の件名目録の整備を早期に進め、歴史的文書へ移行する必要がある。

### 4 滋賀県公文書管理に関する有識者懇話会

#### (1) 趣旨

公文書管理法の施行に伴い、本県において時代に則した公文書の管理および公文書館機能の整備を図るため、公文書管理に関する有識者懇話会を設置（平成27年7月24日）した。

#### (2) 委員

氏名	所属
青柳 周一	滋賀大学経済学部 教授
梅澤 幸平	元・滋賀県立図書館長
大賀 妙子	国立公文書館 専門調査員
大橋 晶子	京都新聞社滋賀本社編集局 編集部長
佐伯 彰洋	同志社大学 法学部長

(3) 第1回有識者懇話会(8月20日)

「本県の公文書管理の現状と課題」について意見交換

(主な意見)

- ・他自治体の事例を参考にしながら、新たな施設を造るよりも、既存の県政史料室を最大限に生かす方向で考えるのがよい。
- ・文書管理担当と公文書館機能が同組織にあるメリットを生かしつつ、新しい文書管理の取組ができればよい。
- ・展示の工夫など、利用者にとって身近で、利用しやすい公文書館であることが必要である。
- ・移管や廃棄に第三者のチェックがあった方がよい。また、音声などデジタルデータの管理等についても検討すべきである。

(4) 有識者懇話会のスケジュール(予定)

- 第2回(10月) 公文書管理法に則した公文書管理の実施に対する本県の問題点
- 第3回(12月) 本県にふさわしい公文書館機能のあり方とその対応
- 第4回(2月) 今後の公文書管理のあり方のまとめ(骨子)
- 第5回(5月) 今後の公文書管理のあり方のまとめ(案)

5 今後の予定

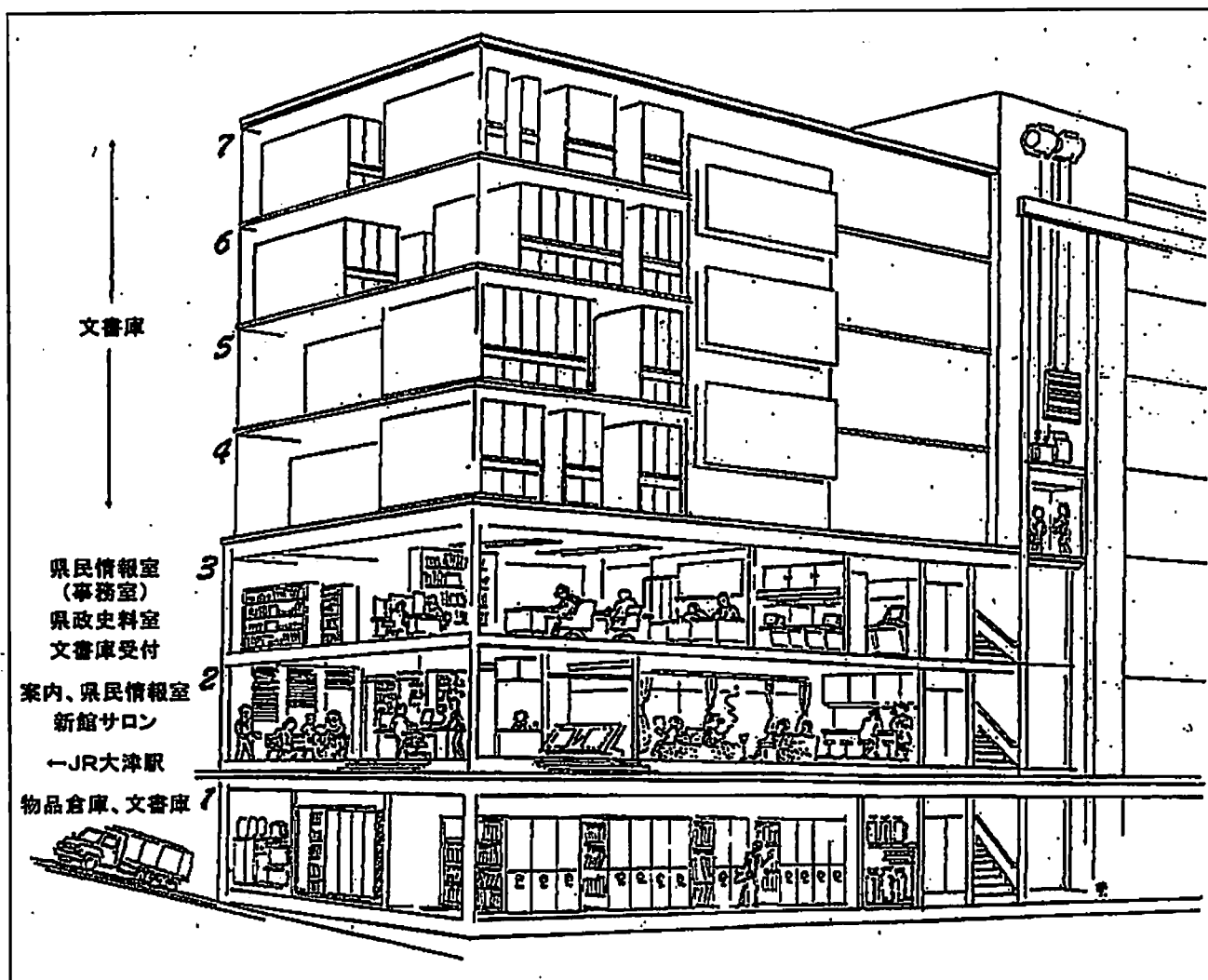
- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 平成27～28年度 | 有識者懇話会                        |
| 平成28年度    | 条例等公文書管理規程の検討、歴史的文書利活用策の検討    |
| 平成29年度    | 条例等公文書管理規程の制定、県政史料室の公文書館機能の強化 |

## 滋賀県公文書センターの概要

## 1 施設概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階建	
建築面積	711㎡	
延床面積	4,424㎡	
建設時期	着 工	昭和60年10月11日
	竣 工	昭和62年9月28日
	書架設置	昭和62年10月～昭和63年1月（電動移動式書架）
	供用開始	昭和63年1月8日

## 2 建物の概観図

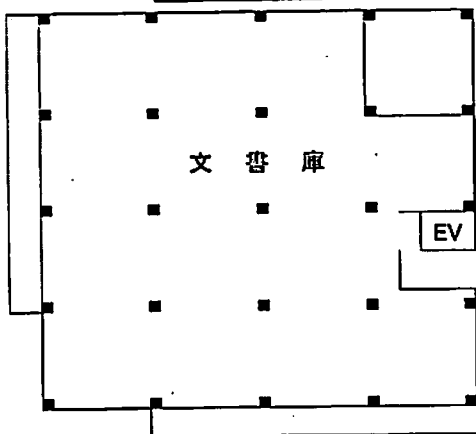


### 3 主な施設

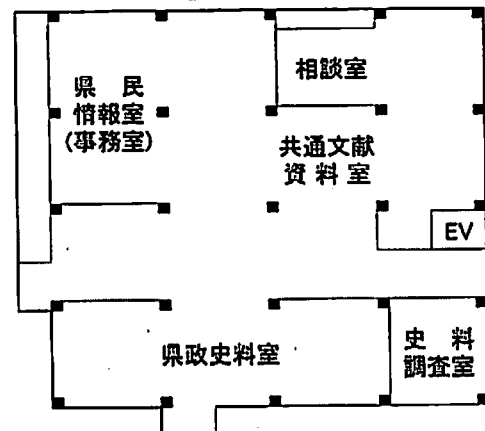
階数	部屋名	面積	主な利用方法
4～7階	文書庫	各618㎡	文書保存箱で50,000箱収蔵可能 (1階文書庫を含む。)
3階	県民情報室(事務室)	427㎡	県民情報室および文書庫の事務室
	共通文献資料室		庁内の共通的な図書、雑誌等の配架閲覧
	文書庫受付	文書保存箱の保存・取出の受付	
	県政史料室	120㎡	歴史的文書の閲覧
2階	県民情報室(窓口)	275㎡	公文書公開、情報提供の相談受付窓口 行政資料、統計資料等の配架閲覧
1階	1A文書庫	139㎡	主に図面を収納
	1B文書庫	57㎡	主に印刷物を収納
	サプライ倉庫	88㎡	文書保存箱の在庫置場
	燻蒸室	27㎡	文書の燻蒸処理

### 4 各階配置図

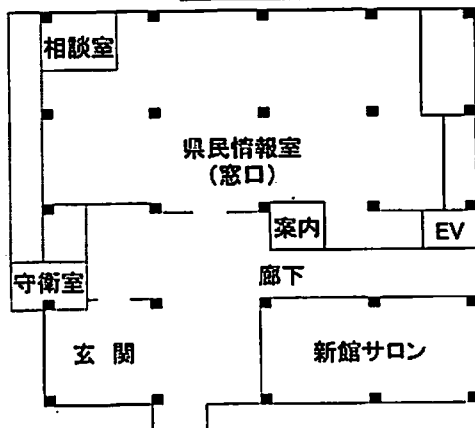
4～7階配置図



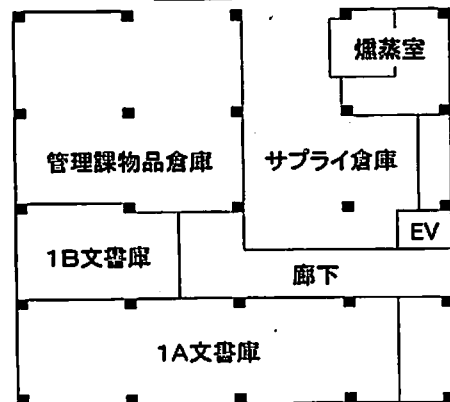
3階配置図



2階配置図



1階配置図



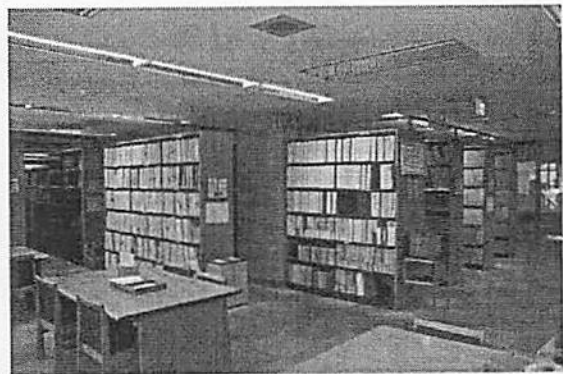
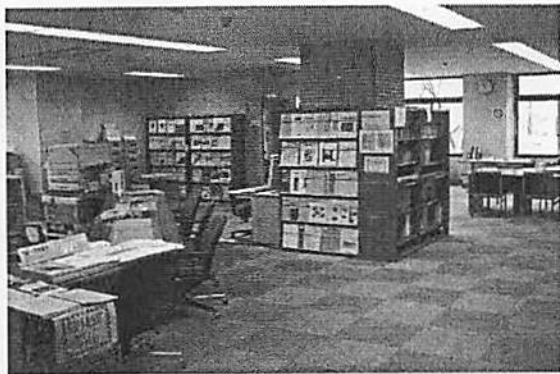
文書庫（4～7階）



県政史料室（3階）



県民情報室（2階）



文書庫（1階）



## 滋賀県県政史料室の概要

県政史料室は、滋賀県が所蔵している「歴史的文書」を県民の方に利用していただくための場所です。また、自治体史など主に滋賀県の歴史に関する書籍も閲覧できます。

### 1 施設概要

場 所	滋賀県庁新館 3階 県民情報室内
開室時間	月曜日から金曜日まで（祝日等閉庁日を除く） 午前9時から午後5時まで
広 さ	約120平方メートル
閲覧席数	24席
利用者数	平成26年度 1,703人（来室481人、電信466人、見学756人）



### 2 業務内容

- ・「歴史的文書」の閲覧業務（申請受付、公開審査、複写等）
- ・問合せに対するレファレンス業務（資料検索、情報提供、回答）
- ・啓発活動（企画展示、県民情報室だより（タイムトラベルコーナー）発行、講演会および解説講座の開催）
- ・保存期間が満了した有期限保存文書の選別収集
- ・「行政文書簿冊目録（昭和21年～昭和56年）」所載文書の件名目録作成作業
- ・簿冊の撮影（デジタルアーカイブ）

### 3 歴史的文書

明 治 期	4, 1 7 8 冊	
大 正 期	1, 5 9 7 冊	
昭和（戦前）期	3, 2 9 3 冊	
昭和（戦後）期	1 5 4 冊	
		計 9, 2 2 2 冊（約2,000箱）

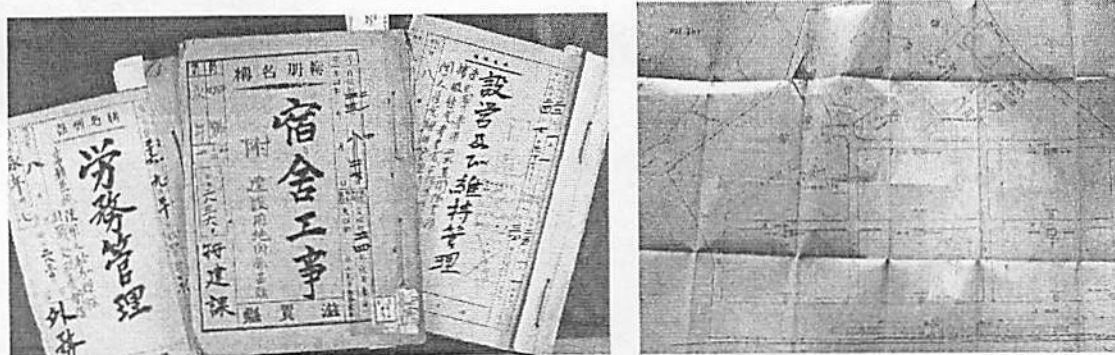
- |            |            |              |
|------------|------------|--------------|
| ○ 旧藩県引継書類  | ○ 知事引継書    | ○ 市町村合併関係文書  |
| ○ 郡役所文書    | ○ 鉄道建築関係文書 | ○ 小学校校舎図面    |
| ○ 社寺明細帳    | ○ 各郡各村水利絵図 | ○ 琵琶湖疏水関係文書  |
| ○ 大津事件関係文書 | ○ 姉川地震関係文書 | ○ GHQ関係文書 など |



## <参考>

### 戦後文書（GHQ関係）の公開について

戦後文書のうちGHQ関係文書について、文書件名目録が完成し、一般の閲覧に供する準備が整ったため、情報公開審査会への諮問を経て、平成27年6月15日から、「歴史的な文書」として情報公開請求によらず閲覧可能となりました。滋賀県では終戦直後から進駐軍が駐留し、その期間は12年間に及びました。駐留軍と県民の間に立って仲介を行った県職員の起案文書からは、日常生活の中に軍隊があった時代の県や県民の姿をうかがうことができます。たとえば、自らが所有する土地や住宅を接収された人々が提出した嘆願書や、駐屯地に働き場を求めた日本人労務者の労働環境が分かる史料など、当時を生きた人々の苦悩や現実が具体的に示されています。



### 【企画展示】

「時代を映す国勢調査～「文明国」の象徴から総力戦体制へ～」

展示期間 平成27年8月31日（月）～10月8日（木）

今年は、第20回目となる記念すべき国勢調査の年にあたります。国勢調査のはじまりは、明治33年（1900年）に世界人口センサスへの参加勧誘を受けたのがきっかけです。国内でも、欧米列強と対等な文明国の証として、また国民を統治する上で経済の分野を含む国内の世情を明らかにするために、国勢調査実施への機運が高まり、明治35年「国勢調査ニ関スル法律」が成立・公布されました。

県内において国勢調査がどのように準備・実施されたのか、実施中に生じた出来事も織り交ぜて御紹介し、琵琶湖の漁師や船舶による輸送を生業とする人々への調査対応など、滋賀県ならではの特色が見られる史料も展示しています。